

# 青森県報

号外第九十五号  
平成二十八年十二月一日  
(木曜日)

目次

保安林皆伐許容面積の限度

(林政課) :

告示

青森県告示第七百四十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十八年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める所在単位区域又は森林の集団の所在単位

中村川・ 笠内川

水源かん養保安林

保安林種

一、三九五・八七  
(ヘクタール)  
皆伐許容面積限度

平川

岩木川上流

岩木川下流

三〇四・八〇

九七七・〇九

四七六・一一

青森地区

今別川・蟹田川

浅瀬石川

平川

岩木川上流

岩木川下流

中村川・ 笠内川

新井田川

馬淵川下流

奥入瀬川

七戸川

上北地区

下北東部

青森地区

今別川・蟹田川

浅瀬石川

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

一七四・四二

一九・〇六

七〇・四八

四一・〇六

一〇・七〇

二七九・七二

一二七・六二

一五三・一〇

九六三・六四

四五一・九三

六一九・二三

一五一・五八

九四六・五三

一、二三九・九〇

六九八・八九

一、〇一二・〇七

上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四・七〇	二四・八六	二一・四〇	九・七〇	六・一六	〇・三〇	〇・一三	一五・六六	五・七六	一・六二	〇・八八	八〇・一六	八七・二〇	〇・七一	九九・七〇	二四・三一	一四七・五六	

三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四・三〇	〇・五九	〇・九六	〇・六六	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・二六	〇・一〇	三・二八	一五・一六	一二八・九六	二・八四	三・八六	一・六〇

三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林
八・六四	九・三二	三・七四	一・〇〇	三・二六	〇・〇〇	二・九四	〇・三八	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三〇・〇一	一〇六・〇六	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇六

南部地区	津軽地区	保健保安林
"	"	保健康安林
九八・四〇	一五九・一〇	

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目一 式番会七 社号
定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行